

「学生向け 労働法制セミナー」の 実施について

高校生や専修学校等の学生にも積極展開！
アルバイトのトラブル防止等にも対応！
まんが知って役立つ労働法Q&Aの活用！

これから就職する学生を対象に、
働く際のルールを説明します

高校生・中学生対象セミナーと、
大学生・専修学校等の学生対象の
セミナーがあります

マンガや簡単な資料を使って、
わかりやすく説明します

～ 就職前・アルバイト中の学生への労働関係法令周知に注力 ～

大阪労働局では、これから就職する若者に対し労働法制の基礎知識を周知し、労働トラブルを未然に防ぐ取組を平成24年9月より行っております。

セミナーの内容は、賃金、労働時間、有給休暇など基本的な労働条件の枠組みから、必要に応じ、職場におけるパワーハラスメント・セクシュアルハラスメント問題、仕事と家庭の両立のための支援制度、18歳未満の年少者についての特別な保護制度等にも対応しています。

大阪労働局では、大学生や専修学校等の学生はもちろん、高校生や中学生に対しても労働法制セミナーを積極的に実施していくこととしています。

詳細・申込用紙等は大阪労働局ホームページに記載しています

(http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/mokuteki_naiyou/info/_120698.html)

知って得する

高校生向け
労働関係法令
セミナー

働く前に知っておきたい！
労働法のあれこれ



授業の1コマや、就職支援活動の一環でご利用ください！

電話でチェック！

大阪労働局労働基準部監督課
TEL：06-6949-6490
FAX：06-6949-6034

Webでチェック！

大阪労働局 労働関係法令セミナー 検索

労働法Q & Aまんがをチェック！

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mangaroudouhou/>



学生に労働法を学んでもらう理由

若者の「使い捨て」が疑われる企業、過労死、雇止め、サービス残業等々・・・、様々な労働問題がニュースを賑わす現代の日本社会、“労働法を知っている”ということは、

= 自分自身を守るための武器 となります。

大阪労働局は、労働トラブルの防止を目的とした労働法を周知するセミナーを開催しております。

労働関係法令セミナーの内容

- “働く”とはどういうことか
- 労働法（労働基準法）がなぜ必要か
- 職場で良くある労働問題と解決するための基本的なルールについて
- 質疑応答、相談等

【講演方法】

簡単なスライドとマンガを使用して講演します。
ご要望に応じて、セミナー後に個別の相談会を設けることも可能です。

【 時間 】

30分～90分程度（要望に合わせて変更します。）



セミナー実施実績・受講者の声

【実施実績】

平成26年度実施の府内の学校は前年度より **4校増加**

就職前に労働法を学ぶ重要性が認知され、年々、授業等に取り入れる学校が増加しています。

【受講者の声】

本セミナーを受講していただいた学生からアンケートを実施した結果、以下のような意見を頂きました。

- ・学校では詳しく教わらない内容なので、非常に勉強になりました。
- ・とても参考になりました。これから求人の見方も変わると思います。

申し込み方法

大阪労働局HPトップページ ⇒ 目的や内容でさがす [労働局から皆様へ]

⇒ [労働法制セミナー] ⇒ 画面下部に [高校生を対象とした労働関係法令セミナーのご案内]

(http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/mokuteki_naiyou/info/_120698.html)

該当ページにある **講師派遣申込書** をクリックすると申込用紙のPDFファイルが開くので、印刷・記入の上で **FAX番号：06-6949-6034**まで 送信してください



参考資料 スライド抜粋



これだけは
知っておきたい!
**労働法の
基礎知識**

平成27年6月10日
大阪労働局 労働基準部 監督課



厚生労働省 大阪労働局

1

2. 労働法の具体的内容

PART 1

最低賃金について②

大阪府の最低賃金は
平成26年10月5日から

大阪府内で
この額を下回ることは
出来ません



大阪府
最低賃金

838 時間額
円

平成26年10月5日から!
※産業によって、特定最低賃金が定められているものがあります。
年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、
すべての労働者に適用されます。
賃金が最低賃金以上になっているか、確認してみましょう。



厚生労働省 大阪労働局

8

2. 労働法の具体的内容

PART 3

労働時間について①

原則ルール

1日8時間 1週間40時間

会社の所定内労働時間は
原則としてこの範囲内にする必要があります

※変形労働時間制、フレックスタイム制、裁量労働制等を
採用する場合は、労働時間の在り方が変わります



厚生労働省 大阪労働局

11

2. 労働法の具体的内容

PART 3

労働時間について④

休憩

労働時間が

6時間を超える場合 45分以上
8時間を超える場合 1時間以上

の休憩を途中で与えなければなりません



厚生労働省 大阪労働局

14

2. 労働法の具体的内容

PART 4

未成年者・年少者の労働について①

未成年者(満20歳未満)

- 未成年者の労働契約締結の保護
- 未成年者の賃金請求権

年少者(満18歳未満)

- 年齢証明書等の備付け
- 労働時間・休日の制限
- 深夜業の制限
- 危険有害業務の就業制限
- 坑内労働の禁止
- 帰郷旅費



厚生労働省 大阪労働局

15

2. 労働法の具体的内容

PART 4

未成年者・年少者の労働について③

**危険有害業務
の制限
坑内労働の禁止**

- 重量物の取扱業務
- 運転中の機械等の掃除、検査、修理等の業務
- ボイラー、クレーン、2トン以上の大型トラック等の運転又は取扱いの業務
- 深さが5メートル異常の地穴又は土砂崩壊のおそれのある場所における業務
- 高さが5メートル以上で墜落のおそれのある場所における業務
- 足場の組立等の業務
- 大型丸のご盤又は大型帯のご盤に木材を送給する業務
- 感電の危険性が高い業務
- 有害物又は危険物を取り扱う業務
- 著しくじんあい等を飛散する場所、又は有害物のガス、蒸気若しくは粉じん等を飛散する場所又は有害放射線にさらされる場所における業務
- 著しく高温若しくは低温な場所又は異常気圧の場所における業務
- 酒席に待する業務
- 特殊の遊興的接客業(バー、キャバレー、クラブ等)における業務
- 坑内における労働 等



厚生労働省 大阪労働局

17

2. 労働法の具体的内容

PART7 年次有給休暇について①

年次有給休暇

- 所定労働日のうち、取得したい日に取得できる
- 休んでも賃金が支給される
- 用途を問わない
- 勤続年数により付与日数が異なる

働き始めてから6ヶ月間、全所定労働日の8割以上出勤した場合に付与

厚生労働省 大阪労働局

26

4. 相談・問合せ先

機関	連絡先など
総合労働相談コーナー	06-6949-6050 0120-939-009
労働基準監督署	大阪府内13か所
大阪府総合労働事務所	06-6946-2600 (相談専用電話)
ハローワーク	大阪府内18か所

大阪労働局

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-67
大阪合同庁舎第2号館

労働基準部監督課（9階）
Tel.06-6949-6490

本町通

地下鉄谷町線 谷町四丁目駅
5号出口

谷町筋

地下鉄中央線 谷町四丁目駅

厚生労働省 大阪労働局

37



労働法制 セミナー



社会の厳しさ 知る前に。

大阪労働局は

大学・短期大学・専修学校等の学生の皆様に、就職後により良い労働環境で働いてもらうため、労働法制を周知する活動をしています。

【概要】

大阪労働局から講師を派遣し、労働法制について基本的な知識を学ぶセミナー(30分～90分程度を予定)を実施いたします。**授業の1コマ**や**就職支援活動**にご活用ください。

【問合せ先】

厚生労働省大阪労働局総務部企画室 TEL : 06-6949-6505 FAX : 06-6949-6486

【詳細・申込みについて】

大阪労働局ホームページをご参照ください ⇒⇒⇒

大阪労働局 労働法制セミナー [検索](#)

学生に労働法を 学んでもらう理由

若者の「使い捨て」が疑われる企業、過労死、雇止め、サービス残業等々・・・、様々な労働問題がニュースを賑わす日本社会、“労働法を知っている”ということは、

= 自分自身を守るための武器 となります。

大阪労働局は、労働トラブルの防止を目的とした労働法を周知するセミナーを開催しています。

- 労働法（労働基準法、最低賃金法等）とは
- 賃金、労働時間、有給休暇、解雇等の基本的な労働条件ルールについて
- パワハラ・セクハラ問題等について

【講演方法】

簡単なスライドや漫画等資料を使用して講演します。
ご要望に応じて、セミナー後に質疑応答時間を設けることも可能です。

【 時間 】

30分～90分程度（要望に合わせて変更します。）

労働法制 セミナーの内容



セミナー実施実績 受講者の声

【実施実績】

平成26年度実施の府内の大学等は **18** 校、受講者総数 **1,013** 名（過去最高）

就職前に労働法を学ぶ重要性が認知され、年々、授業等に取り入れる学校が増加しています。

【受講者の声】

本セミナーを受講していただいた学生からアンケートを実施した結果、以下のような意見を頂きました。

- ・ 労働法は難しいイメージでしたが、理解することができました。
- ・ 法律を知って、自分の権利を守り、自分のことを守ることは大事だと思いました。

申し込み方法

大阪労働局HPトップページ ⇒ 目的や内容でさがす [労働局から皆様へ]

⇒ [労働法制セミナー] ⇒ [大学等へ労働法制セミナーの講師を派遣します]

(http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/mokuteki_naiyou/info/_120698.html)

該当ページにある **講師派遣申込書** をクリックすると申込用紙のPDFファイルが開くので、
印刷・記入の上で **FAX番号：06-6949-6486**まで 送信してください



平成26年度 労働法制セミナー・労働関係法令セミナー実施状況

	開催数	受講者数
中学校	3	227
高等学校	5	341
大学(短大含む)	18	1,013
計	26	1,581

労働関係法令セミナー実施高校・中学一覧(平成26年度)

実施日	学校名	受講者数
H26.6.12	大阪府立西淀川高等学校	52
H26.9.2	大阪市立旭陽中学校	75
H26.9.3	大阪市立旭陽中学校	76
H26.9.5	大阪市立旭陽中学校	76
H26.11.21	大阪府立咲洲高等学校	114
H26.11.28	大阪府立勝山高等学校	123
H26.1.14	大阪府立交野高等学校	12
H26.2.6	大阪府立布施高等学校定時制	40

計 6回 568名

労働法制セミナー実施大学等一覧(平成26年度)

実施日	学校名	受講者数
H26.5.22	城南女子短期大学	38
H26.6.11	千代田短期大学	19
H26.7.17	桃山学院大学	100
H26.9.13	大阪工業大学	92
H26.10.23	大阪国際大学	43
H26.10.29	健康福祉短期大学	100
H26.11.17	大和大学	80
H26.11.21	摂南大学	200
H26.11.25	羽衣国際大学	65
H26.11.28	阪南大学	50
H26.12.2	プール学院大学・短期大学	47
H26.12.19	大阪経済法科大学	22
H27.1.8	大阪樟蔭女子大学	12
H27.1.8	追手門学院大学	18
H27.1.19	大阪経済大学	13
H27.1.30	大阪経済法科大学	13
H27.2.13	大阪音楽大学	9
H27.3.3	大阪工業大学 枚方キャンパス	92

計 18回 1013名

労働法制セミナー実施大学等一覧(平成27年度)

実施日	学校名	受講者数
H27.4.24	立命館大学	113
H27.5.14	城南女子短期大学	30
H27.6.11	ユービック情報専門学校	12
H27.6.30	大阪市立大学	50
H27.7.7	羽衣国際大学	71
H27.7.27	大阪情報コンピューター専門学校	40
H27.10.1	大阪府柔道整復師会専門学校	12
H27.10.8	大阪樟蔭女子大学	150
H27.10.30	大阪樟蔭女子大学	300

今後の予定

計 9回 778名



大阪市立大学 で開催！！

～杉本キャンパス内 高原記念館（大阪市住吉区杉本3-3-138）～

- | | | |
|----|---|--|
| ○日 | 時 | 平成27年6月30日(火) |
| | | 16時30分～17時30分 |
| ○講 | 師 | 労働紛争調整官 小松 見果(こまつ みか) |
| ○標 | 題 | 「知っておきたい働くルール～安心して働くために～」 |
| ○内 | 容 | 就業規則、最低賃金、労働時間、残業、有給休暇、
解雇等の基本的な労働条件ルールについて |
| ○人 | 数 | 約50名(全学年) |

会場

大阪市立大学
杉本キャンパス内
〒558-8585
大阪市住吉区杉本3-3-138

高原記念館



順路

● JR 阪和線「杉本町駅」下車
約5分
ガラス張り2階建の建物が
「高原記念館」です。

(<http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/about/university/access#sugimoto> キャンパスマップ27番参照)

